

「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」及び「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案に係る意見・情報の募集について

令和6年11月8日
農林水産省経営局

この度、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」及び「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

- (1) 金融庁において、保険会社向けの総合的な監督指針とは別にサイバーセキュリティに関するガイドライン（令和6年10月金融庁）が制定されました。これを受け、当課においてもサイバーセキュリティに係るリスク管理のための実効的な体制整備を行います。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）により、事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化されたことからその旨の改正を行うとともに、関連した所要の改正を行います。
- (3) 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）により、保険会社等に対して顧客等への誠実かつ公正な業務遂行が義務化されたところです。共済事業については義務化の対象外ではありますが、利用者保護の観点から監督上の対応を規定するための改正を行います。
- (4) その他所要の改正を行います。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）
- (2) 農林水産省経営局協同組織課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、[意見入力へ](#)のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省 経営局 協同組織課 総務班 企画法令係

4 意見・情報の提出上の注意

- ・提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- ・提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年11月8日～令和6年12月8日（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・意見公募要領
- ・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」の一部改正案（新旧対照表）
- ・「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案（新旧対照表）